

平成24年度 主な保健事業計画

★ は、新規・変更の事業です。

< (2)～(5)については、1人年度1回限りの補助となります。【別表1】を参照 >

★	<p>(1) 健康診査 (40歳以上の方は特定健康診査必須項目を含む)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎ 1人年度1回限りの補助をいたします。(注・労安法に定める39歳以下の健診は補助の対象外になりました) ◎ 『財全日本労働福祉協会』が、巡回健診を行ないます。 申込み・問合せ等は直接『財全日本労働福祉協会』へお願いいたします。
	<p>(2) 特定健康診査【自己負担なし】 ※別途お知らせいたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎ 40歳以上の被扶養者と任意継続の方を対象とします。 ◎ 申込みにより[受診券]を発行します。
	<p>(3) 婦人健診(特定健康診査項目を含む)【一部負担金10,000円】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎ 40歳以上の女性の被保険者並びに被扶養者と任意継続の方(女性)が補助の対象です。
	<p>(4) 人間ドック(受診機関へ予約時に確認して下さい⇒特定健康診査必須項目を含むものに限る)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎ 40歳以上の被保険者並びに被扶養者と任意継続の方が補助の対象です。 ◎ 補助金支給対象の受診期間は、4月1日から翌2月末日までです。 ◎ 必ず健保組合への事前の補助金申込が必要です。 ◎ 補助金申請(「申請書」に必要書類の全てを添付)による手続きとなります。 ◎ 健診料金総額の5割(税込)の補助で、上限25,000円(税込)です。
★	<p>(5) 自治体がん検診 ※別途お知らせいたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎ 各市区町村が実施する各種がん検診のうち、6種類(胃、肺、大腸、子宮、乳、前立腺)について、受検費用合計額の上限3,000円(税込)までを補助いたします。 ◎ 補助金支給対象の受検期間は、4月1日から翌2月末日までです。
	<p>(6) 特定保健指導【自己負担なし】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎ 特定健康診査でメタボリックシンドロームのリスクが高いと診断された方が対象となります。 ◎ 対象となった方等には連絡いたしますので、ご協力をお願いします。
	<p>(7) 無料歯科健診 (WEB http://www.ee-kenshin.com/, 携帯サイト http://www.ee-kenshin.com/i/)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎ 被保険者並びに被扶養者と任意継続の方を対象に、 歯科健診センターの<無料歯科健診>が全国の契約歯科医院で受けられます。 ※ 申込及び詳細は、直接『歯科健診センター』(TEL 03-5210-5603、フリーコール 0120-882-899)へお問い合わせ下さい。
★	<p>(8) メンタルヘルス支援 ※別途お知らせいたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎ 東京都総合組合保健施設振興協会と契約し、実施いたします。
★	<p>(9) ジェネリック医薬品の差額通知</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎ 対象となった方にご通知いたします。
	<p>(10) インフルエンザ予防接種 ※別途お知らせいたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎ 被保険者並びに被扶養者と任意継続の方を対象とします。 ◎ 補助金支給対象の接種期間は、10月1日から翌1月末日までです。 ◎ 補助金申請(「申請書」に必要書類の全てを添付)により、1人年度1回限り税込1,000円(未満の場合は支払額)を健保組合が補助します。
	<p>(11) 秩父路峠道ウォーキング<健保連埼玉連合会主催> ※申込みにより参加費は無料。別途お知らせいたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎ 被保険者並びに被扶養者と任意継続の方を対象とします。 ◎ 現地集合・現地解散(交通費は個人負担)で、10月末頃に“みかん狩りハイキング”を予定しています。
★	<p>(12) 夏季プール【大人・一部負担金200円】 ※別途お知らせいたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎ 水上公園4施設での実施を予定しています。(注・川口市立グリーンセンター利用の補助は廃止になりました)
	<p>(13) 保養施設利用補助 (資格取得後6カ月未満の方は、補助の対象外)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎ 被保険者(任意継続を含む)の方が宿泊を伴う利用をした場合を対象に、 1人年度1回限り、税込2,000円(未満の場合は支払額)を健保組合が補助します。 ◎ 必ず健保組合への事前の申込が必要です。
	<p>(14) その他の保健事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 広報誌『健保だより』を年2回(春・秋)、全被保険者の方に発行します(事業所に送付)。 ● 1年間(3月1日～翌2月末日)、健康保険で治療を受けなかった世帯に記念品を贈り表彰します(事業所に送付)。 ● 育児支援として、ご出産された方に記念品を贈呈します。 また、初産の方には育児専門誌「赤ちゃん和妈妈」を2年間ご自宅へ送付します。(有資格者対象)

■ 廃止…歯石除去と口腔衛生指導